

②三番瀬再生計画案に基づく 海岸保全施設のイメージについて

三番瀬再生計画案における 護岸等についての提案

- ・現在の海岸線は基本的に動かさない
- ・海岸保全区域を現在の海岸線の位置に幅をもった形で設定する
- ・護岸の高さは海に親しめるよう、最大級の高潮の高さ程度とする
- ・十分な安全性を確保するために、護岸の後ろに胸壁あるいはマウンドを設けて対処する
- ・構造上海に張り出す必要がある場合には、海への影響が最小限となるようにする
- ・遊歩道を設け、区域や前面の海域の状況に応じた変化に富んだ海岸線とするなど、海に親しめるような魅力ある海岸線とする
- ・市川市所有地付近での湿地再生、猫実川における湿地・干出域の再生など、自然再生の場を確保する
- ・護岸の素材については、透水性を確保し、自然再生に資するため、可能な限り、多孔質の自然素材を使う

三番瀬再生計画案 (市川市塩浜2丁目の護岸イメージ)

市川市塩浜2丁目の護岸イメージ(断面図)

= 『石積み傾斜堤+波の反射を緩和する干出域』タイプ =
石積み傾斜堤と前面の砂(干出域)で堤体の安定を図ることを考える。

= 考え方と特徴 =

◆護岸改修の考え方

- 既設護岸の前面に石積みによる傾斜堤を必要最小限で設置する。
- 護岸前面に波の反射を防ぐための干出域を設置。
- 上部工は嵩上げて日常問題となる越波を緩和し、高潮に対しては背後のマウンドで防護する。
- 工事は陸上からの捨石の投入による。
- 既設鋼矢板はそのまま。

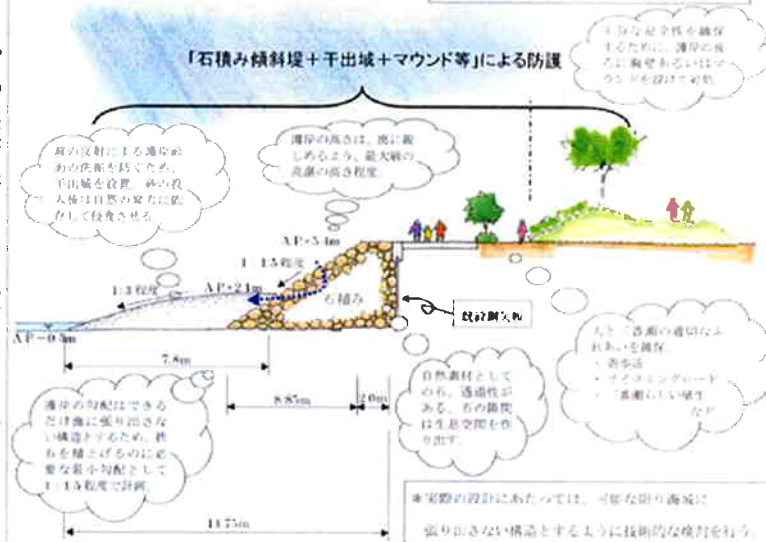
◆材料面について

- 護岸背後は遊歩道などを整備。
- 場所によっては、護岸前面の干出域に降りられる階段や、三番瀬を眺める展望デッキを設置。

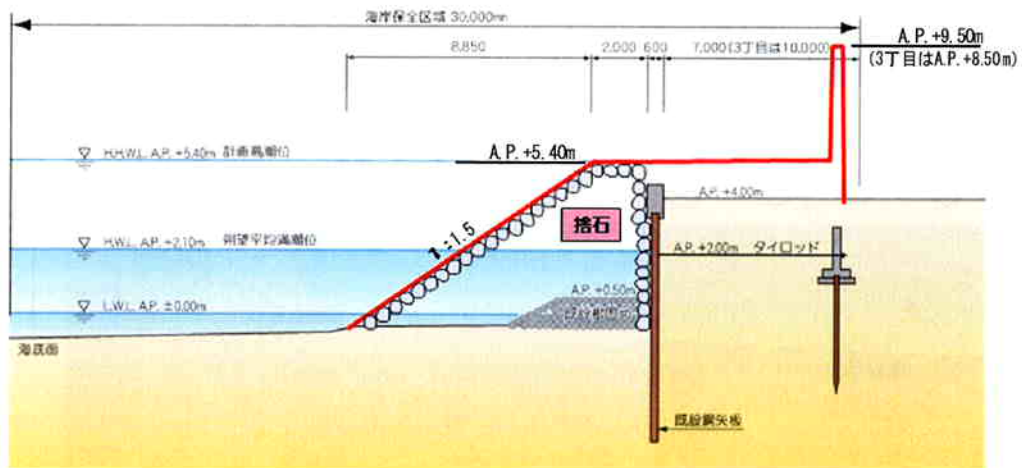
◆環境面について

- 石が付着基質となる。
- 石の隙間は生態空間となる。
- 石積み部分は透水性が確保される。
- 干出域を計画。

【このイメージは初期の代表断面である】



三番瀬再生計画案に基づく 海岸保全施設のイメージ



海岸保全施設のイメージに 基づく丁張り



おわり